



物価が上がっているのに年金額が下がることも？ そんなときの生活防衛策は「生涯運用」

2020年度の年金額は前年度比0.2%の引上げとなります。足元で物価や賃金の伸びが続いていることからプラス改定となったものの、年金改革が進められるなか改定幅は抑制されました。2021年度からは、現役世代の負担能力に応じて物価動向よりも賃金動向を優先して年金額を見直すことになるようです。そんななか、物価上昇と年金減額から身を守る「生涯運用」が注目されます。

2020年度の年金額は+0.2%増

厚生労働省は2020年度の年金額について、前年度比0.2%のプラス改定になると発表しました。

同省によると、これは2019年平均の全国消費者物価指数を踏まえた結果に、公的年金被保険者数の変動率と平均余命の伸びを勘案して上昇率を抑制する「マクロ経済スライド」が適用されたものということです。つまり、2020年度は前年の物価変動率が+0.5%、名目手取り賃金変動率が+0.3%なので低い方の+0.3%が改定率となるとともに、マクロ経済スライド-0.1%が適用された結果+0.2%の改定となりました（図表1）。

年金額は先細りしていく可能性

年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年度見直されます。原則として新規に受給を始める際の年金額は賃金の変動率に応じて、受給中の年金額は物価の変動率に応じて改定されます。

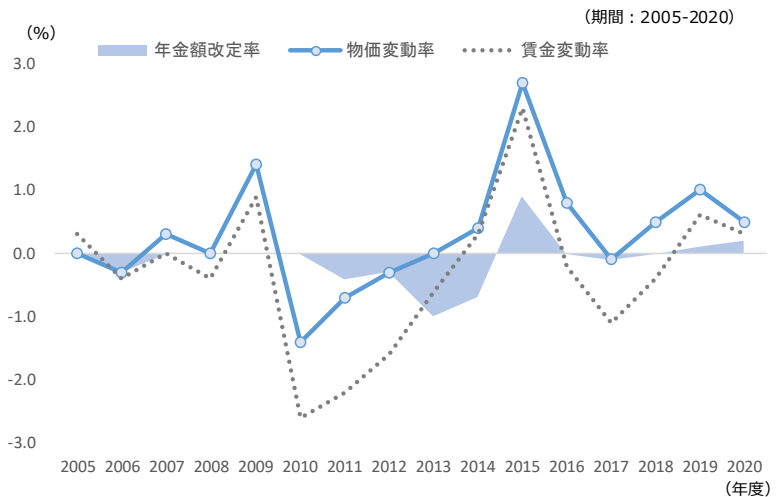
しかし、賃金や物価の変動率と年金額は必ずしも連動するものではないようです（図表2）。現役世代の人口減少と受給者の長寿化が進むなか、年金制度の持続可能性を高める改革が進められています。その一つとして、現役世代の保険料の負担に上限を設けるとともに、年金財政を圧迫しないよう年金額の水準を抑制する（マクロ経済スライド）など、年金額の調整が行われています。したがって、今後も年金改革の進捗により、年金額は先細りしていく可能性があります。

図表1 2020年度の年金額改定

物価変動率	2019年の物価変動率	+0.5%
名目手取り賃金変動率	実質賃金変動率（2016-2018年度の平均） -0.1% × 2019年の物価変動率+0.5% × 2017年度の可処分所得割合変化率-0.1%	+0.3%
マクロ経済スライドによる調整率	公的年金被保険者数の変動率+0.2% （2016-2018年度の平均） × 平均余命の伸び率-0.3%（定率）	-0.1%
年金改定率		+0.2%

（出所） 厚生労働省の資料を基に岡三アセットマネジメント作成

図表2 年金額改定率、賃金変動率、物価変動率の推移



（注）2013年度の年金額改定率は当初0%、10月に特例水準解消のため-1.0%の改定。特例水準とは、過去の物価下落時に特例措置として年金額を減額せずに据え置いたことなどにより、本来の年金額より高い水準のことをいいます。

（出所） 厚生労働省の資料を基に岡三アセットマネジメント作成

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



年金は現役世代から受給者への仕送り

日本の公的年金は、世代間の仕送り方式である賦課方式を基本とし、毎年払い込まれた保険料で、その年の年金を支払うのが基本になっています。したがって、現在の年金制度は、年金を支える現役世代の人口減少や受給者の長寿化が年金財政に大きく影響します。年金改革においては、国庫負担分の割合を引き上げたり積立金を活用することで給付水準を維持しています(図表3)。

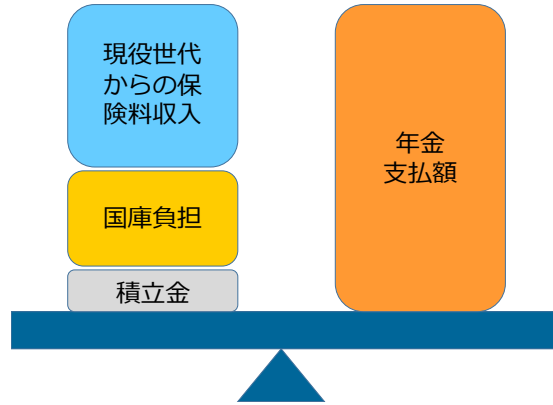
また「マクロ経済スライド」と呼ばれる毎年の年金額改定幅を物価や賃金の上昇幅より低く抑える仕組みを導入するなど、給付水準の調整も進められています。

年金の給付水準の調整はさらに進む動き

マクロ経済スライドは少子化、長寿化など長期的な構造変化に対応するもので、公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するために考案された制度の一つです。そして、現在の年金受給者に配慮しつつ、できるだけ早期に給付水準を調整する観点から、賃金・物価上昇の範囲内で調整を行います。その上で、マクロ経済スライドにおいては、2018年度以降「名目下限措置」ルールにより、年金の名目額は前年度を下回らない措置がとられています。

ところが、2021年4月1日には「賃金・物価スライド」の新ルールが施行されます。新しい賃金・物価スライドは、公的年金は賦課方式が基本であることから、支え手である現役世代の負担能力が低下しているときは賃金変動に合わせて年金額を改定するというもので、賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応するものです。適用されると、現役世代の賃金が下落する場合は現在の受給者が受け取る年金額もこれに応じて下がることになります(図表4)。

図表3 賦課方式による年金のイメージ

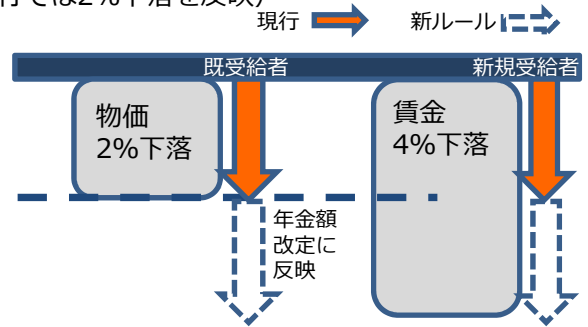


(出所) 首相官邸の資料を基に岡三アセットマネジメント作成

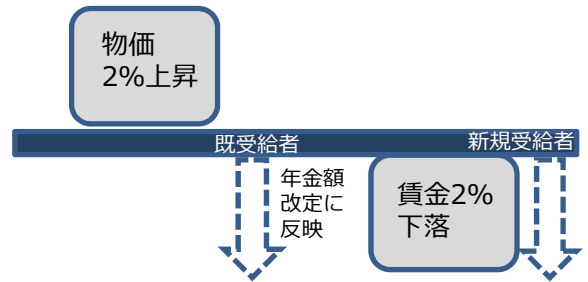
図表4 新ルールにより年金額が賃金下落率に応じてマイナス改定される例 -2021年4月施行-

原則：年金を受給中の人(既受給者)は物価動向により、これから受給を始める人(新規受給者)は賃金動向による

マイナス改定の例1：物価が2%下落、賃金が4%下落のとき、既受給者、新規受給者ともに賃金4%下落を反映(現行では2%下落を反映)



マイナス改定の例2：物価が2%上昇、賃金が2%下落のとき、既受給者、新規受給者ともに賃金2%下落を反映(現行では年金額改定なし)



(出所) 厚生労働省の資料を基に岡三アセットマネジメント作成

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



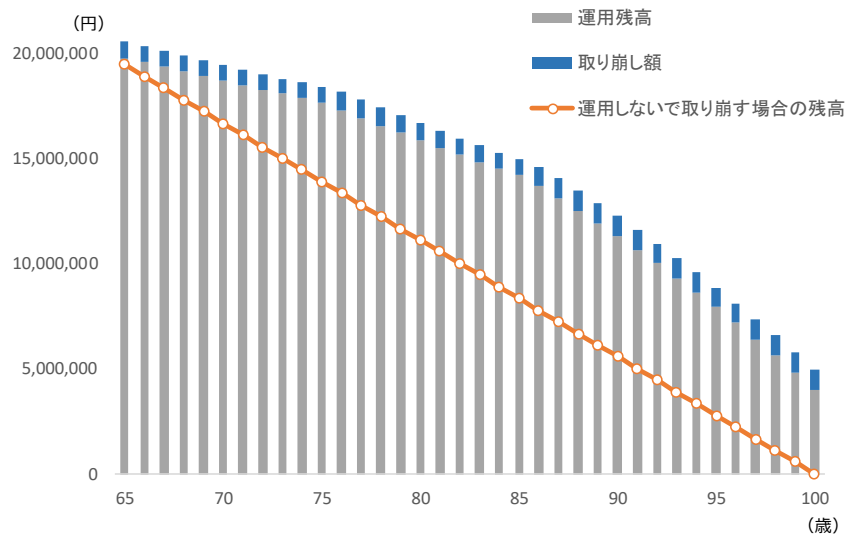
「生涯運用」を可能にする仕組み

企業年金についても新たな動きが出ています。これは、長寿化による企業の財務負担を抑えるため平均余命の延伸に応じて年金支給額を減らすことができるというものです。厚生労働省はこのような制度を2021年にも導入するとしています。

公的年金が先細りするなか、老後の生活費を自助努力で補うニーズは高まり、余剰資金の置き場として現預金から運用資産へのシフトが進む可能性があります。

すでに老後資金を活用する世代からは、例えば図表5に示されるように、必要な生活費を取り崩しながら資産運用を行う「取り崩し型投信」などで、生涯運用を続けていくことが将来、公的年金が目減りした場合の生活防衛策にもなりそうです。

図表5 取り崩し型投信による運用例



棒グラフは2000万円を年率3%で運用しながら65歳から75歳まで残高の4%を年間で取り崩し、76歳から85歳までは残高の5%を年間で取り崩し、86歳以降はその時点での残高を100歳まで均等割りした金額を取り崩す例。折れ線グラフは運用をせずに2000万円を毎年55.5万円ずつ取り崩していく例

(注) グラフはイメージであり、運用状況により取り崩し額および資産残高は異なります。手数料・税金等は考慮していません。

以上 (作成：投資情報部)

＜本資料に関してご留意いただきたい事項＞

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みには、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入価額 × 購入口数 × 上限3.85%(税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額 × 0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担

: 純資産総額 × 実質上限年率2.09%(税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額 × 上限年率0.0132%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商号: 岡三アセットマネジメント株式会社
 事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
 加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)